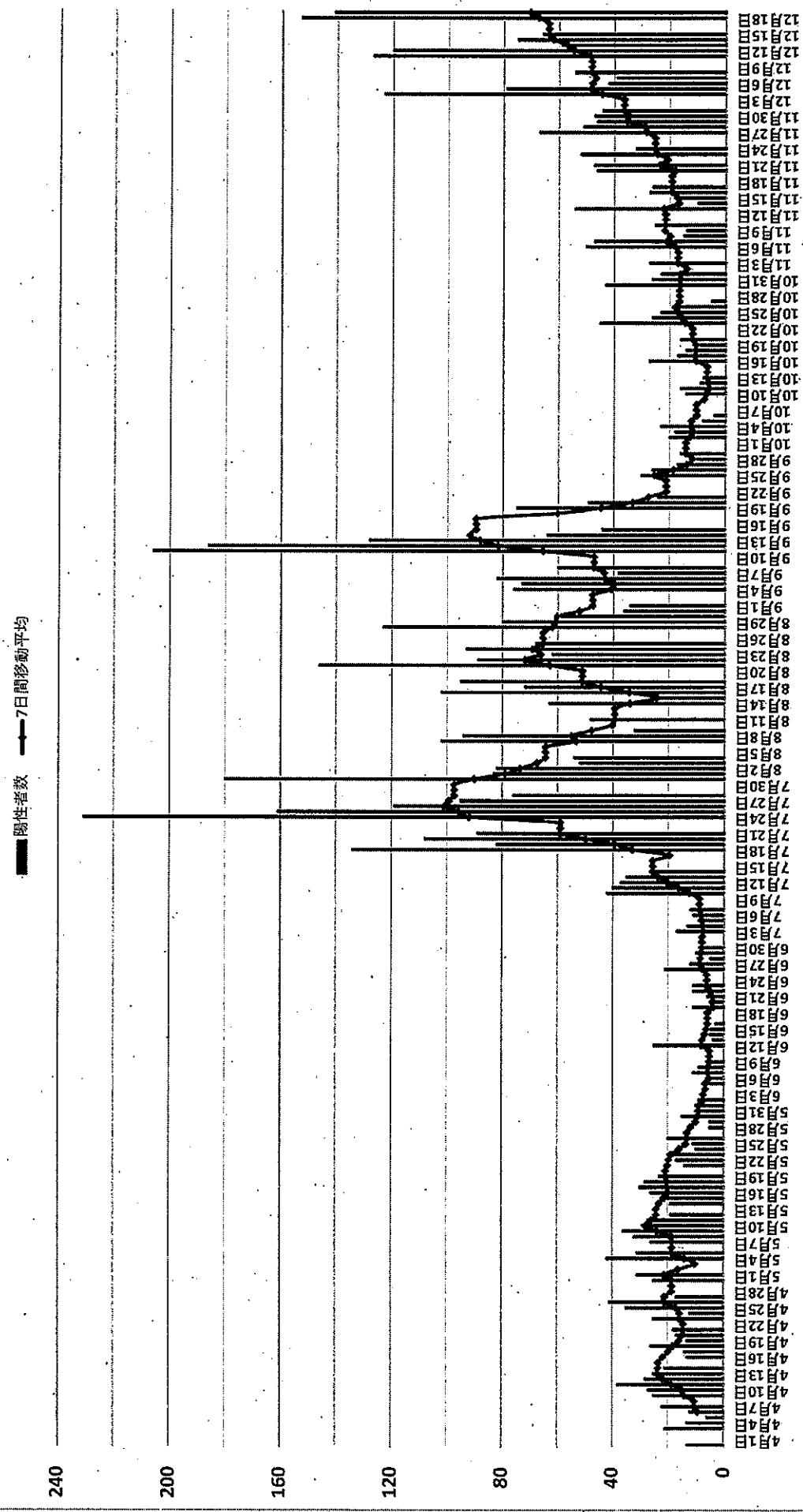


新型コロナウイルス感染症について

令和4年12月22日

府立学校（高校・附属中・特別支援学校）
児童生徒陽性者推移【令和4年4月以降】



※陽性者数は日ごとに取りまとめ

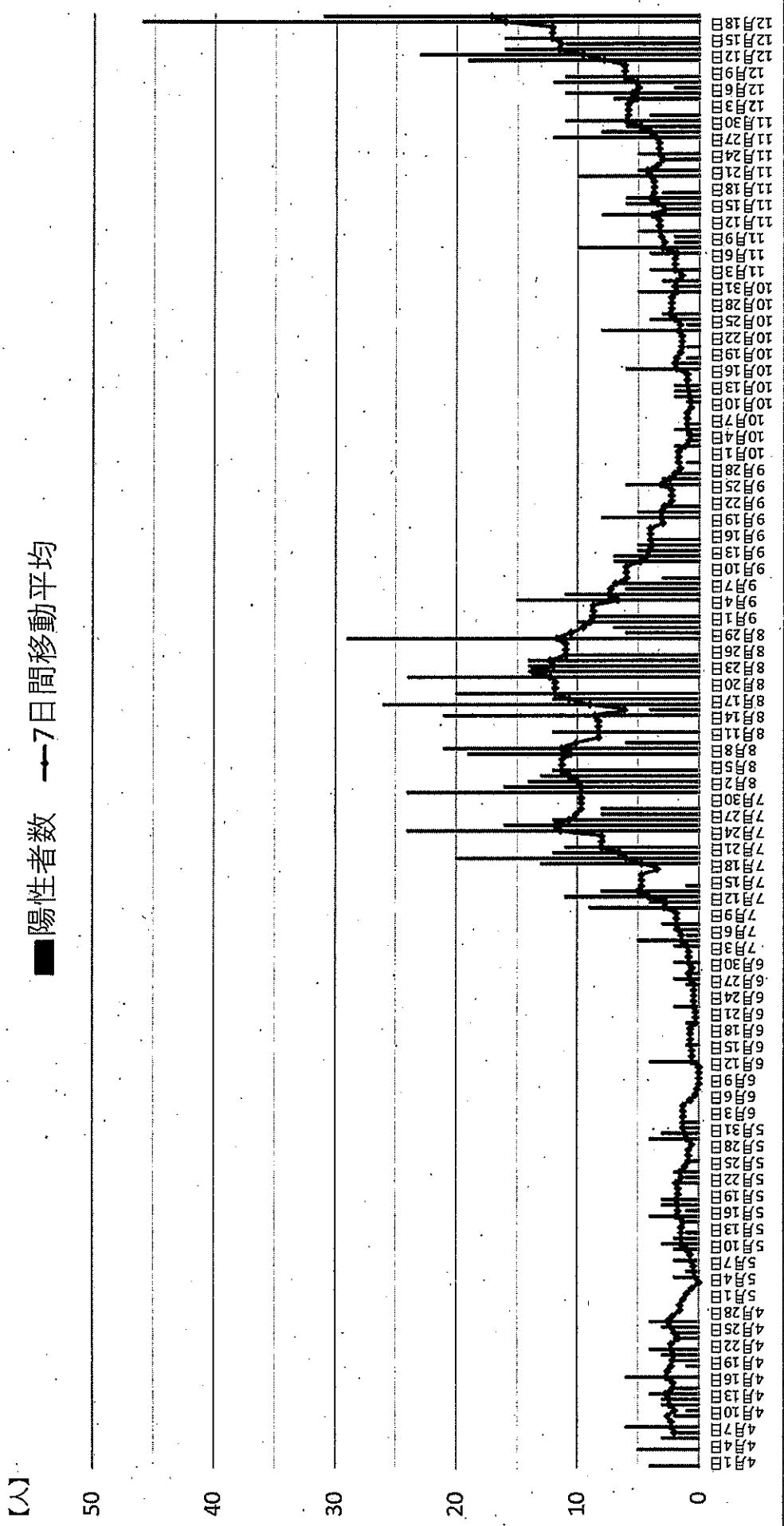
R4年4月～府立学校児童生徒コロナ陽性者数の状況
※広報日ベース（「／」は広報なし）

府立児童生徒

	月	日	火	水	木	金	土	日	週平均
11/20～	20	21	22	23	24	25	26	26	
陽性者数		46	↑47		↑52	↑32			25.3
7日間平均	23.6	22.4	23.4	20.9	24.4	25.3	25.3	25.3	1.07
11/27～	27	28	29	30	12/1	12/2	12/3	12/4	
陽性者数		67	51	↑46	47	↑44			36.4
7日間平均	25.3	28.3	28.9	35.4	34.7	36.4	36.4	36.4	1.44
12/4～	4	5	6	7	8	9	10	10	
陽性者数		123	79	42	39	54			48.1
7日間平均	36.4	44.4	48.4	47.9	46.7	48.1	48.1	48.1	1.32
12/11～	11	12	13	14	15	16	17	17	
陽性者数		127	120	59	75	66			63.9
7日間平均	48.1	48.7	54.6	57.0	62.1	63.9	63.9	63.9	1.33
12/18～	18	19	20	21	22	23	24	24	
陽性者数		153	141						
7日間平均	63.9	67.6	70.6						

↑…前週比増 / ✓…前週比減

府立学校（高校・附属中・特別支援学校）
教職員陽性者推移【令和4年4月以降】



R 4 年 4 月～府立学校【教職員】コロナ陽性者数の状況
※広報日ベース（「／」は広報なし）

府立教職員

		日	月	火	水	木	金	週平均
11/20～	陽性者数	20	21	22	23	24	25	26
		↑10	↑5		↙3	↑5		3.3
7日間平均	3.7	4.0	4.3	3.4	3.0	3.8	3.3	0.88
11/27～	陽性者数	27	28	29	30	31	32	33
		↑12	↑8	↑6	↑11	↓4		5.9
7日間平均	3.3	3.6	4.0	4.9	6.0	6.3	5.9	1.78
12/4～	陽性者数	4	5	6	7	8	9	10
		↓7	↑11	↓2	↑12	↓11		6.1
7日間平均	5.9	5.1	5.6	5.0	5.1	7.0	6.1	1.05
12/11～	陽性者数	11	12	13	14	15	16	17
		↑19	↑23	↑16	↓11	↑16		12.1
7日間平均	6.1	7.9	9.6	11.6	11.4	13.0	12.1	1.98
12/18～	陽性者数	18	19	20	21	22	23	24
		↑46	↑31					
7日間平均	12.1	16.0	17.1					

↑…前週比増／↙…前週比減

4教総第723号

令和4年12月2日

各府立学校長様

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

令和4年11月25日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部にて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたところです。

今般の変更に関連して、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から学校運営に当たって特に留意すべき点等について、通知がありましたのでお知らせします。

各学校においては、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

担当	総務企画課（本連絡及びその他の事項） 教職員企画課（教職員の服務及び健康管理） 学校教育課（小中学校に関すること） 特別支援教育課（特別支援学校に関すること） 高校教育課（高等学校に関すること） 保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること） 社会教育課（P T Aに関すること）	075-414-5751 075-414-5813 075-414-5831 075-414-5834 075-414-5846 075-414-5861 075-414-5882
----	---	--

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関する連絡について、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。

事務連絡
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参考いただくようお願いします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応
(令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース)
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について
(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応
(令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について
(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関する連絡について、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針p20等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（2）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしくお願いします。

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（5）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めてはいないところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願ひします。

3. その他

- 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願ひします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

